

環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成17年10月19日

川崎市環境影響評価に関する条例第19条に基づき「(仮称)中幸町マンション建設計画」に係る条例環境影響評価準備書の縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	株式会社モリモト 東京都渋谷区恵比寿南三丁目7番4号 代表取締役社長 森本浩義
	指定開発行為の名称	(仮称)中幸町マンション建設計画
	指定開発行為の種類	高層建築物の新設(第2種行為) 住宅団地の新設(第3種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市幸区中幸町三丁目26番24号 外 (区域面積:4,283.61㎡)
	指定開発行為の目的	共同住宅の新設(地下2階、地上38階建)
	指定開発行為の内容	計画戸数:370戸、計画人口:1,124人、最高高さ:130.87m、建築面積:1,440㎡、延べ面積:49,179㎡
	指定開発行為の施行期間	着手予定:平成18年 9月 完了予定:平成20年12月
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間:平成17年10月19日(水)から 平成17年12月 2日(金)まで (ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除く) 時間:午前8時30分から午後5時まで (横浜市は午前8時45分から午後5時15分まで)
	縦覧場所	川崎市:川崎区役所、川崎区役所大師支所、川崎区役所田島支所、幸区役所、幸区役所日吉出張所、中原区役所及び川崎市役所(環境局環境評価室) 横浜市:鶴見区役所、港北区役所、横浜市役所(環境影響評価課) 大田区:六郷特別出張所、矢口特別出張所、羽田特別出張所、大田区役所(環境保全課)
	意見書の提出	・縦覧の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出できます。 ・提出された意見書は個人情報等を伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限:平成17年12月 2日 (郵送の場合は、平成17年12月 2日消印有効) 意見書の用紙:それぞれの縦覧場所に用意してあります。
	問い合わせ先 (意見書提出先)	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:200-2156 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm